

蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策装置の普及を促進することにより、深刻化する特殊詐欺被害を未然に防止し、もって、防犯対策の推進に寄与するために、予算の範囲内において交付する蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺対策装置(以下「装置」という。)とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信の拒否又は通知をする機能を有する機器をいう。
- (2) 自動応答録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (3) 自動着信拒否装置の機能又は自動応答録音装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に住民票があり、現に当該住所地に居住している者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の世帯に、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、装置の購入に要する費用(装置の設置費を除く。)で、1世帯につき装置1台までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、7,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、装置を購入した日から当該年度の3月31日までの間に、蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) カタログ等、購入装置の機能が確認できるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

- 2 前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（実績報告及び補助金額の確定）

第8条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金額の確定通知については、第6条の規定による交付の申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（第3号様式）により、市長に対し、補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査した上で、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業により取得した装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長の承認を受けて装置を処分したことにより収入があったときは、市長は、

その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(調査等)

第11条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の及び交付を取り消すものとし、交付決定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 第10条の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市特殊詐欺対策装置購入費補助金取消決定通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(補助金の経理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。